

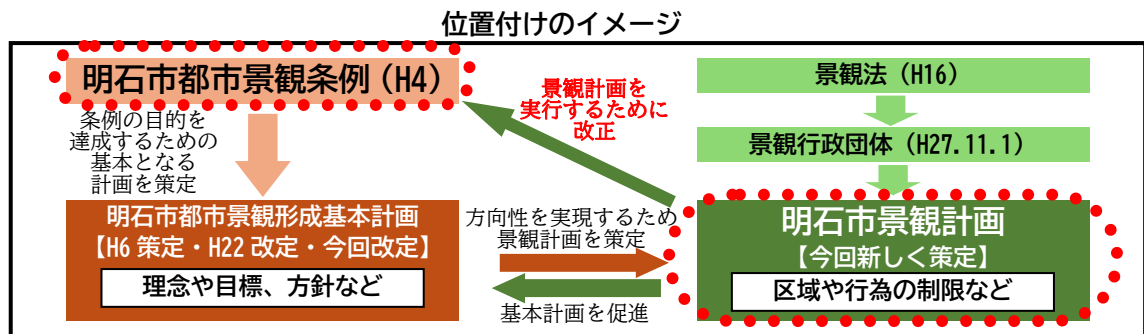
## 議案第13号関連資料

### 景観計画の策定に伴う明石市都市景観条例及び明石市屋外広告物条例の一部改正について

本市では、さらなる都市景観形成を推進するため、景観法に基づく「明石市景観計画」の策定を行うとともに、「明石市都市景観条例」及び「明石市屋外広告物条例」の一部を改正しようとするものです。

#### 1 計画及び条例の位置付け

これまで本市では「明石市都市景観条例」により、まちの景観形成に取り組んでまいりました。今後は、これまで条例の中で一部取り組んでいた景観施策については、景観法に基づく実行計画となる「景観計画」を新しく策定して移行し、関係条例の一部改正を行い、より実効性の高いものとして取り組んでいくこととします。



#### 2 景観計画の概要

項目	内容
計画区域	計画区域を市内全域に設定し、用途地域により地区を区分
景観重点地区	これまで条例で定めていた都市景観形成地区（大久保駅南地区）を景観重点地区へ移行
届出対象行為	住宅・田園地区（用途地域が住居系・市街化調整区域）は、これまでの建築時の届出対象を15m超から10m超の高さの建物とするなど対象範囲を一部拡大
景観形成基準	意匠や色彩、材料などの一定の基準を定める
景観重要建造物等	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針を明記（今回指定は無し）
その他	各地区共通の方針にて努力事項を明記 など

#### 3 関係条例の改正概要

##### (1) 明石市都市景観条例

景観計画を新しく策定するにあたって、下記事項について改正（追加）を行います。

項目	内容
景観計画に関するもの	第2章 第2節 景観計画 （景観重点地区含む） 第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木
その他	第2章 第6節 公共施設景観指針 （これまで運用していたガイドラインを位置付け）

景観法に基づき、市が条例で定める事項は下記のとおりです。

景観法条項	事項	条例で定める内容
法 9 条 7 項	景観計画の策定手続の追加	・都市景観審議会への意見聴取
法 11 条 2 項	景観計画の提案ができる団体の追加	・市が認定する都市景観形成市民団体
法 16 条 7 項 11 号	届出適用除外行為の追加（法は全ての規模が対象）	・一定規模以下の建築物、工作物の建築等 ・すべての開発行為
法 17 条 1 項	特定届出対象行為（※）の指定	・届出が必要な建築物、工作物の建築等（変更命令が可能な対象行為）

（※）特定届出対象行為を指定することにより以下の法定罰則が適用されます。

景観法条項	適用される行為	内容
法 101 条	原状回復等に対する命令違反	懲役 1 年以下または罰金 50 万円以下
法 102 条	命令違反	罰金 50 万円以下
法 103 条	法定届出に対する違反 届出から 30 日を経過する前の行為着手	罰金 30 万円以下
法 104 条	前 2 条の法人格への遡及	

## （2）明石市屋外広告物条例

都市景観条例の一部改正に伴い、同条例から引用する屋外広告物条例の条項にずれが生じることから、屋外広告物条例の一部を改正します。

## 4 パブリックコメント及び審議会での審議結果

### （1）パブリックコメント

実施期間：2025年（令和7年）10月27日（月）～11月28日（金）

提出件数：2名2件

提出意見及び市の考え方

	意見の概要	市の考え方
1	深夜から朝にかけて、隣接店舗利用のため、大型トラックが路上駐車をしており、見通しが悪く危険。ゆりのき通に路上駐車できないような対策をお願いしたい。	景観計画において路上駐車を防ぐための直接的な施策は想定しておりませんが、警察や道路部局へ情報共有を行うことで安全・安心のまちづくりに努めてまいります。
2	ゆりのき通が景観重点地区に指定されることはありがたい。 現在も街の色合いが統一されていて美観は良いと思うが、一部の人間によるゴミ放置や事故・事件などの問題についても改善すれば、外見だけでなく、安全・安心にも配慮された地区として発展すると思う。 その一環として、兵庫県警との協業企画「みまもり自動販売機」の設置を検討している。素案の基準では自動販売機の設置が認められていないが、小さなお子様をお持ちのご家庭も多く、今後も地域の皆様に快適・安全・安心のまちとして住み続けていただけるよう、「みまもり自動販売機」の設置を検討していただきたい。	現在、ゆりのき通りには原則自動販売機は通りに面して設置せず、設置する場合は景観上配慮することとしています。 ご提案の「みまもり自動販売機」が安全・安心の観点から必要なものであり、景観上問題ないと判断できましたら、前向きに対応させていただきます。

### （2）審議会

明石市都市計画審議会：2026年（令和8年）1月29日（木）審議により答申

明石市都市景観審議会：2026年（令和8年）2月 3日（火）審議により答申

## 5 今後のスケジュール

景観計画策定の告示及び関係条例の施行期日：令和8年4月1日